

健健安第6194号  
令和4年12月8日

市内医療機関の皆様

横浜市保健所長 田畑 和夫

「中和抗体薬に係る体制変更」について

日頃から、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、神奈川県健康医療局医療危機対策本部から、「中和抗体に係る体制変更について（通知）」が発出されました。

県の運用が11月30日で終了し、今後、中和抗体療法を希望する場合は、患者自身で直接、医療機関を受診していただくことになります。

つきましては、詳細について御確認いただき、御対応をお願いいたします。

<添付資料>

「中和抗体薬に係る体制変更について（通知）」（神奈川県健康医療局医療危機対策本部室 医危第6619号）

<担当>

横浜市健康福祉局健康安全課  
健康危機管理担当  
TEL 045-671-2463

医危第 6619号  
令和4年11月30日

各保健所設置市感染症主管課長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長  
( 公 印 省 略 )

中和抗体薬に係る体制変更について（通知）

日頃から本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、県では従来、中和抗体薬の投与については、拠点病院制度を設け、患者や自院で対応不可能な医療機関から問い合わせがあった場合については上記拠点病院で中和抗体薬の投与を行うよう仲介等してきたところです。

しかしながら、先日前お知らせしましたとおり、病床確保の制度変更等環境の変化に伴い、県として上記体制を令和4年11月30日をもって終了することとしました。

今後は中和抗体薬を希望する場合は、県が従来実施していました医療機関の仲介及び中和抗体療法専用の搬送等を行わないことから、患者自身で投与可能な医療機関を受診していただくこととなります。

本件については、発熱診療等医療機関及び県内病院及に対し、直接通知するとともに、公益社団法人神奈川県医師会長及び公益社団法人神奈川県病院協会長あて別途周知を依頼しておりますことを申し添えます。

問合せ先

感染症対策企画グループ 村岡・小川

電 話：045-210-4791

e-mail：kenzou-kansen@pref.kanagawa.lg.jp